

# 八戸港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成31年1月

八戸港港湾管理者  
青 森 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成21年 9月 青森県地方港湾審議会
- ・平成21年11月 交通政策審議会第36回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成23年 2月 青森県地方港湾審議会
- ・平成23年 4月 交通政策審議会第41回港湾分科会
- ・平成24年12月 青森県地方港湾審議会
- ・平成25年 7月 青森県地方港湾審議会
- ・平成27年 5月 青森県地方港湾審議会
- ・平成27年 6月 交通政策審議会第60回港湾分科会

の議を経た八戸港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

# 目 次

I	変更理由	1
II	港湾施設の規模及び配置	2
1	危険物取扱施設計画	2
2	水域施設計画	3
3	外郭施設計画	4
4	臨港交通施設計画	5
III	港湾の環境の整備及び保全	6
1	港湾環境整備施設計画	6
IV	土地造成及び土地利用計画	7
1	土地利用計画	7

## I 変更理由

- 1 港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設計画を変更する。
- 2 臨港交通施設計画の変更に伴い、危険物取扱施設計画、水域施設計画、外郭施設計画、港湾環境整備施設計画、土地利用計画を変更する。
- 3 需要の変化に伴い、危険物取扱施設計画を変更する。

## II 港湾施設の規模及び配置

### 1 危険物取扱施設計画

#### 1-1 河原木地区

臨港交通施設計画の変更に伴い、以下の施設について計画を変更する。

水深7.5m ドルフィン1バース (公共) KD-6  
(既設) [新規計画]  
危険物取扱施設計画 25ha (うち24ha 既設)  
[既設の変更計画]

( 既設  
危険物取扱施設計画 24ha )

また、臨港交通施設計画の変更に伴い、次のとおりドルフィン  
を移設する。

水深7.5m ドルフィン4バース (公共)  
[既定計画の変更計画] KD-2～KD-5

( 既定計画  
水深7.5m ドルフィン4バース (公共) KD-2～KD-5 )

需要の変化に伴い、以下の施設を撤去する。

( 既設  
水深7.5m ドルフィン1バース (専用) K-ニ  
水深7.5m ドルフィン1バース (公共) KD-1 )

## 2 水域施設計画

河原木地区の泊地及び航路・泊地のうち、以下の施設について計画を変更する。

### 2-1 泊地

河原木地区

水深 7.5 m [既設・既定計画の変更計画]

既設 水深 7.5 m 既定計画 水深 7.5 m
------------------------------------

### 2-2 航路・泊地

河原木地区

水深 7.5 m [既設・既定計画の変更計画]

水深 5.0 m [既設の変更計画]

既設 水深 7.5 m 既定計画 水深 7.5 m
------------------------------------

### 3 外郭施設計画

臨港交通施設計画の変更に伴い、外郭施設を次のとおり計画する。

#### 3-1 防波堤

河原木地区

西防波堤 延長208m（既設） [新規計画]

## 4 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、以下の施設について計画を変更する。

### 4-1 道路

#### 河原木地区

臨港道路河原木1号埠頭線 [既設・既定計画の変更計画]

起点 河原木1号埠頭

終点 臨港道路白銀北沼線 4車線

臨港道路沼館豊洲線 [既設の変更計画]

起点 臨港道路河原木2号埠頭線

終点 臨港道路河原木1号埠頭線 2車線

臨港道路河原木2号線 [既設の変更計画]

起点 臨港道路白銀北沼線

終点 臨港道路河原木2号埠頭線 2車線

#### 既定計画

臨港道路河原木1号埠頭線

起点 河原木1号埠頭

終点 臨港道路白銀北沼線 4車線

#### 既設

臨港道路沼館豊洲線

起点 臨港道路河原木2号埠頭線

終点 臨港道路河原木1号埠頭線 2車線

臨港道路河原木2号線

起点 臨港道路白銀北沼線

終点 臨港道路沼館豊洲線 2車線



### Ⅲ 港湾の環境の整備及び保全

#### 1 港湾環境整備施設計画

本港において良港な港湾の環境の形成を図るための港湾環境整備施設について、臨港交通施設計画の変更に伴い、港湾利用者の休息のための緑地を以下のとおり計画する。

##### 1－1 河原木地区

緑地 1 h a [新規計画]

## IV 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次の通り計画する。

### 1 土地利用計画

単位：ha

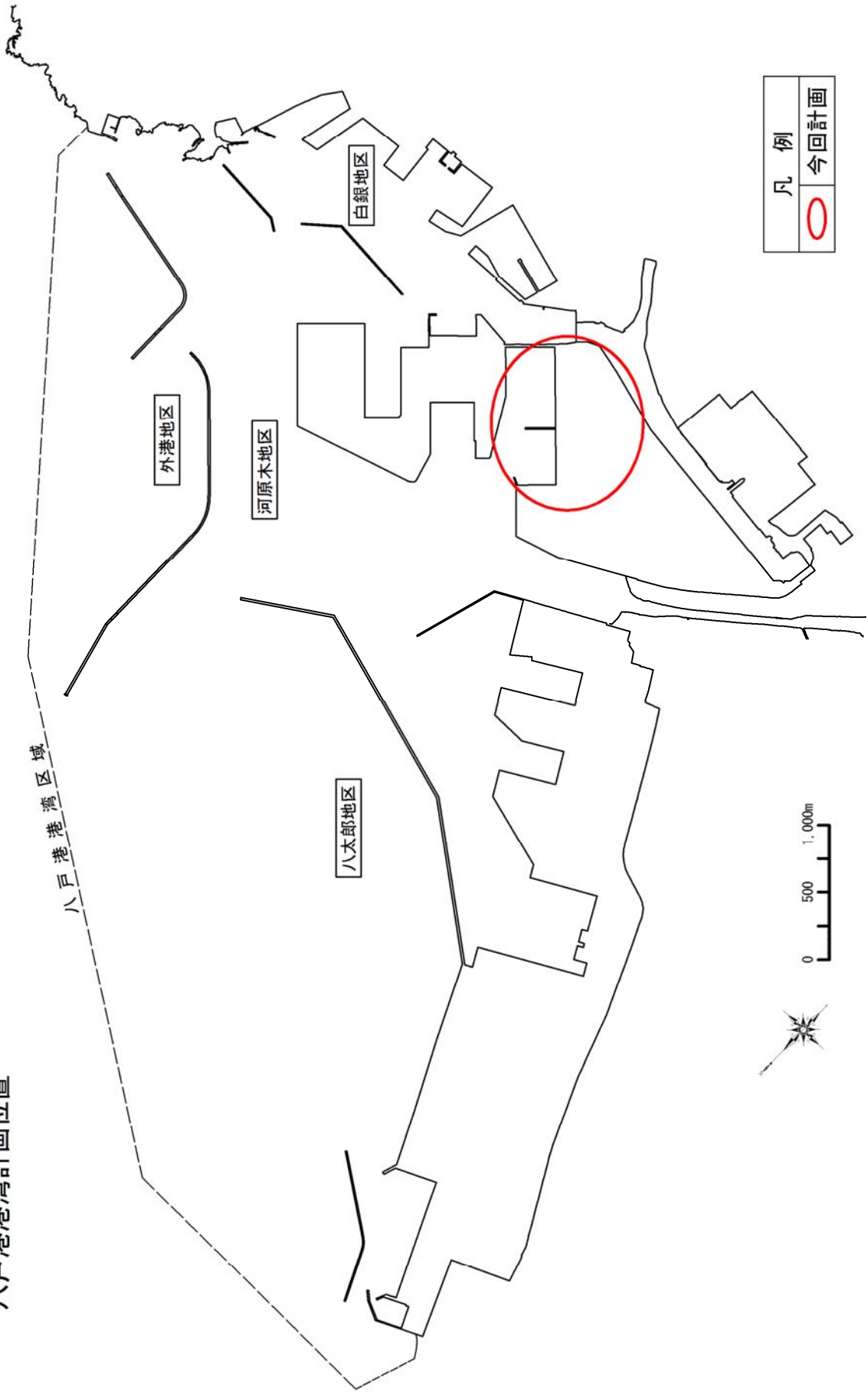
用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	廃棄物 処理施 設用地	海面 処分 用地	合計
河原木	(38)	(27)	(3)	(170)	(21)	(64)	(16)	(1)	(19)	(359)
	38	27	3	170	21	64	16	1	19	359

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

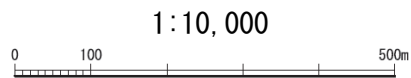
注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区のみを記述した。

# 八戸港港湾計画位置



# 八戸港港湾計画図（河原木地区）



凡	例
	航路・泊地 (既設) (今回計画)
	防波堤・防砂堤 (既設) (今回計画)
	公共岸壁 (既設)
	専用岸壁 (既設)
	ドルフィン (既設) (今回計画)
	ドルフィン撤去 (今回計画)
	埠頭用地 (既設)
	緑地 (既設) (今回計画)
	臨港道路 (既設) (今回計画)
	その他の用地 (既設) (今回計画)

